

財産分与



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻くさまざまな法律問題の解決に携わっている。
札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

Q 現在、妻と離婚に向けた協議中です。

将来支払われるはずの退職金について妻から財産分与を求められておりますが、これに応じなければならぬのでしょうか？

A 将来支給される退職金については、会社の存続可能性や本人の退職時期・理由などの不確定要素があるため、従前から財産分与の対象となるか否かについて問題とされてきましたが、近時の裁判例では、退職金には賃金の後払い的な性格があるとして、財産分与の対象とするのが一般的です。

Q また現在、生命保険に加入しているのですが、その受取人は「妻××〇〇」と、現在の妻の名前になっております。続柄には「妻」とあることからすると、再婚後に保険事故が発生した場合、新しい妻に保険金が支給されるのでしょうか？

A 離婚しても、受取人変更の手続きをとらないと、離婚した元妻に生命保険金を受け取る権限があります。したがって、離婚の際には生命保険の受取人を変更しておく必要があります。

Q 婚姻期間中に妻が借金をしてしました。この借金も財産分与の対象となつて、私が債務を負担することになるのでしょうか？

A 日常家事債務を除き、配偶者が負担した債務を他方が責任を負うことはありません。

Q したがって、離婚に伴って夫婦間で負担割合を定めても、債権者との間では何の効力もありません。

A しかし、その負債が夫婦の共同生活の中で形成されたものであるときには、財産分与の金額を定める際に、マイナスイ因として考慮されるのが一般的です。

Q 妻が「へそくり」を持っているのですが、それは財産分与の対象となるのでしょうか？

A 一般的に、「へそくり」は生活費を原資にしているため、原則としては財産分与の対象となるでしょう。

Q 将来受給される年金については、財産分与の対象となるのでしょうか？

A いわゆる「年金分割法」の施行により、年金が財産分与の対象となることについて立法により解決されました。

Q 特段の事情がなければ、二分の一ずつ分割することとなりますが、具体的な手続などについては、弁護士などの専門家に確認するとよいでしょう。

Q 婚姻期間中に私の父が死亡し、まとまった財産を相続により取得しました。これも財産分与の対象となるのでしょうか？

A 相続により取得した財産は、夫婦間で協力して形成した財産ではないので、財産分与の対象とはなりません。(特有財産)

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎ 〇一―六三一―三〇〇